

令和5年11月1日財政制度等審議会財政制度分科会における医療機関経営に関する指摘について

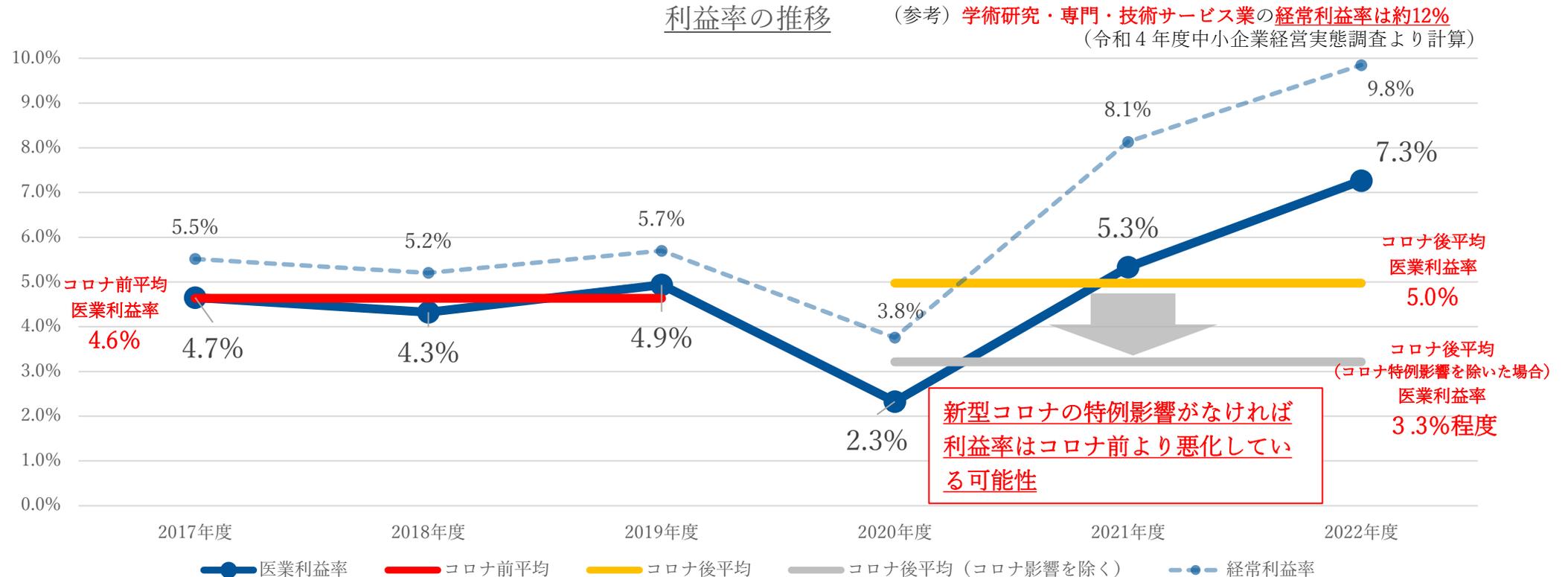
令和5年11月9日

公益社団法人 日本医師会

- 令和5年11月1日財政制度等審議会財政制度分科会において、事務局より提出された資料に基づき、医療機関の経営に関し、議論が行われ、直近2年間の診療所の損益率が極めて高水準であり、経常利益率も急増し、利益剰余金が積み上がっているとされた。
- 同資料において分析対象となっている3年間は、新型コロナウイルス感染症による変動が顕著であった期間であり、医療機関の経営は、2020年度に大きく落ち込み、その後、コロナ対応が進むとともに、元の水準への回復傾向を示したものの。そもそも、コロナ禍で落ち込みが厳しかった2020年度を基準に、その後の2年間の伸びが急増している、損益率が極めて高いと評価すること自体、ミスリードであり、儲かっているという印象を与える恣意的なものと言わざるを得ない。
- 加えて、コロナ対応(診療報酬の特例措置や各種補助金)については、5類感染症への移行後、既に、半分以下へと大幅に引き下げられており、こうした一過性の収益を前提に恒常的なフローについて議論するのは極めて不適切。
- P4の図表のとおり、コロナ流行前の3年間と2020～2022年度の平均的な利益率はほぼ同水準。さらに、コロナ特例措置等を除けば3.3%程度と、むしろ流行前よりも悪化。
- 利益剰余金については、その用途は、診療所の大規模修繕等に充てるほか、法人が解散する際、原則、最終的には国庫等に帰属するものであって、医師、役員に帰属するものではない。一般的な診療所開業モデルによれば、開業後は借入金の返済に忙殺され、一定期間経過した頃ようやく利益剰余金が出るのが一般的。賃上げの原資を利益剰余金に求めるとするなら、地方においては新規参入が困難となり、医療提供体制の弱体化を招く。
- ストックたる利益剰余金に依存した賃上げは、持続可能性がなく、また、医療現場では、来年度からスタートする新たな感染症対策や電子カルテ導入など医療DXに向けた投資など、差し迫った対応も求められている。
- 人材確保が切実な課題となる中で、医療従事者の賃上げは待ったなしの最優先課題であるが、その原資は、診療報酬(フロー)により対応し、持続的な経営環境を整備していくことが不可欠。

診療所の経営状況

- 診療所の経営状況（医業利益率）は、新型コロナ流行前3年間の平均は4.6%、新型コロナ流行後3年間の平均は5.0%となっている。
- 新型コロナ流行後の利益率は上昇しているが、これはコロナ対応（ワクチン接種対応、発熱外来対応等）に伴う収益増によるものであり、診療所として新型コロナにしっかりと対応し、コロナ禍における日本の医療を支えてきたことの証左。
- 新型コロナの特例的な影響はあくまで一過性のもの。これを除くと新型コロナ流行後3年間の利益率は**3.3%程度**となり、流行前よりも悪化している可能性。逆に、報酬特例の見直し等により、来年度以降はこうした収益は見込まれず、コスト増と合わせて経営環境はさらに悪化。



出典：「TKC医業経営指標(M-BAST)」(※)における約4,400~4,800施設のデータを基に日本医師会において作成。2年度ごとに客体に変化があるため本来は単純に比較はできないがコロナ流行という極めて特殊な状況であるためあえて比較している。

※ TKC会員(税理士・会計士)と契約している医療機関等は、TKC会員による月次巡回監査を受ける、経営改善意識の高い法人。

診療所における収益・費用・利益の状況

診療所

参考

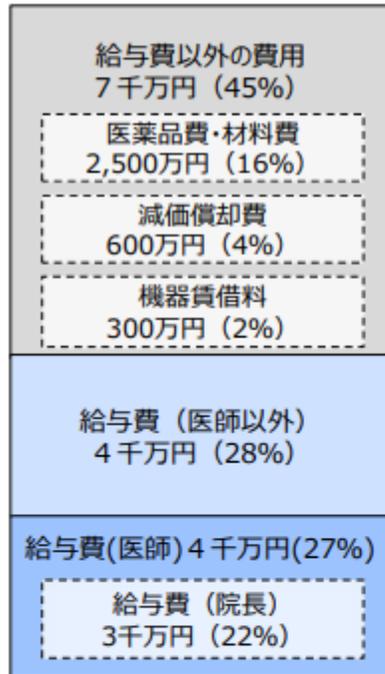
令和5年11月1日
財政制度等審議会
財政制度分科会資料

- 財務局を活用した機動的調査^(注1)において、直近3年間の医療法人の事業報告書等を収集し本省において集計。以下の点を確認。
 - ・診療所の収益^(※1)は過去2年間で12%増加する一方、費用は6.5%増加し、**経常利益率は3.0%から8.8%^(※2)へと急増。**
 - (※1) 機動的調査で集計した許可病床数0床の医療法人(18,207法人)の平均値。(※2) 診察を縮小している診療所を除くと経常利益率は更に高くなるとの指摘あり
 - ・この間、**利益剰余金は約2割増加**(看護師等の現場従事者の**+3%の賃上げに必要な経費の約14年分に相当**)

厚生労働省「医療経済実態調査報告」

各医療法人における事業報告書等(許可病床数0床の18,207法人)を基に財務省において集計

(医療施設単位)
一般診療所の費用構造(2020年度)
(1.5億円)

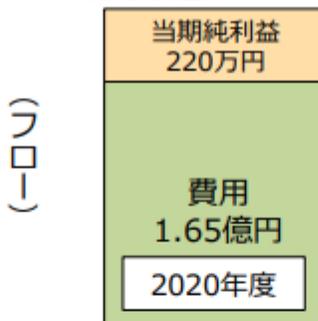


医療施設単位をベースに医療法人単位を推計

(参考) 中小企業における平均経常利益率

	2020年度	2021年度	2022年度
全産業	2.6%	3.3%	3.4%
サービス産業	2.1%	2.8%	3.1%

収益: 1.68億円
経常利益率: 3.0%



利益剰余金 1.05億円

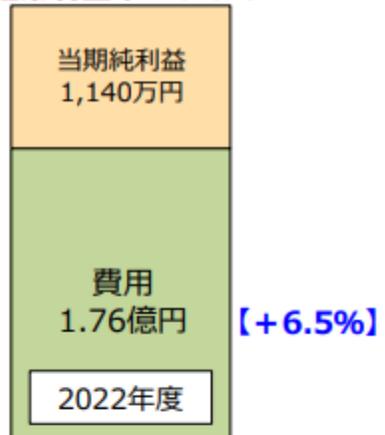
(医療法人単位)

収益: 1.78億円
経常利益率: 7.4%



利益剰余金 1.14億円

※【】は、2020年度からの増加率(額)
収益: 1.88億円【+12%】
経常利益率: 8.8%



利益剰余金 1.24億円
【+1,900万円】【+18%】

現場従事者の賃上げ(+3%)に必要な費用=140万円/年 約14年分

(注1) 各都道府県等が公表している事業報告書等を基に、2020事業年度から2022事業年度の医療法人の経営状況等を調査したもの(全都道府県及び一部の政令市等のうちデータ入手の困難性から調査困難と判断した自治体を除き、3事業年度のデータが全て揃う法人について集計)。38都道府県から2023年9月中旬までに入手した21,939法人を対象。
(注2) 給与費には、職員の給与・賞与のほか、退職金、法定福利費が含まれている。給与費の内訳については、内閣官房「公的価格評価検討委員会」(2022年11月22日)資料における人件費(賞与を除く)の職種間の配分状況に基づき推計。
(注3) 上記の収益・費用は損益計算書における本業業務及び附帯業務の事業収益・事業費用の合計値。
(注4) 診療コスト加味して設定された新型コロナの診療報酬上の特例措置を含むものであり、平時の医療提供体制への移行は、収益・費用の双方に影響する。
(注5) 平均経常利益率は、資本金1億円未満の金融業・保険業以外の業種における売上高に占める経常利益の割合(財務省「法人企業統計」)

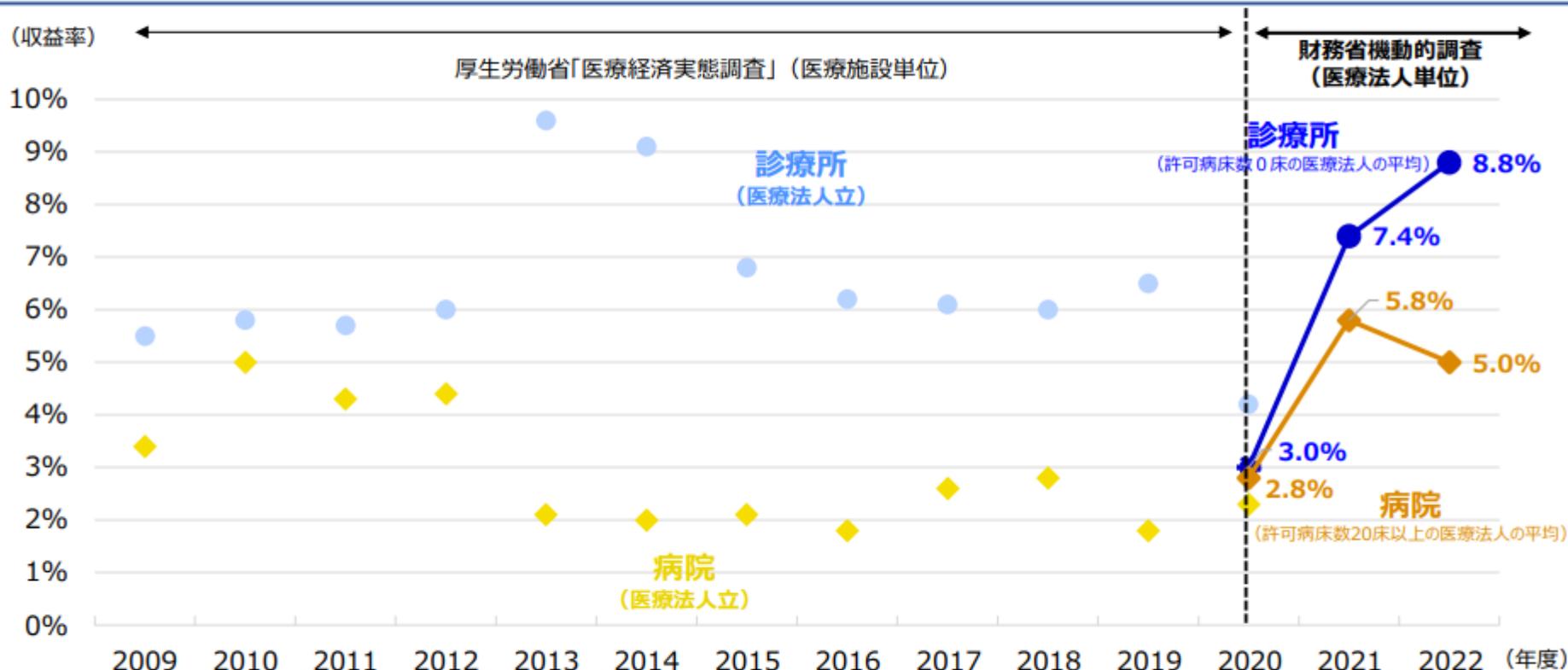
診療所と病院の収益率の比較（医療法人）

診療所

参考

令和5年11月1日
財政制度等審議会
財政制度分科会資料

- 過去の「医療経済実態調査」において、診療所の収益率は、病院よりも一貫して高い傾向にあったが、直近3年間の医療法人の事業報告書等を集計した財務省の機動的調査においても、診療所の収益率（*）は病院より高いことが確認された。
（*）診察を縮小している診療所を除くと経常利益率は更に高くなるのと指摘がある。
- 直近2年間の診療所の平均的な収益率は極めて高水準にあることや、利益剰余金が積み上がっていることを踏まえ、診療所の報酬単価を引下げ、保険料負担減・窓口負担軽減につなげる必要。



（注1）医療経済実態調査は2年に1回（西暦の奇数年）実施され、その前年度と前々年度の経営状況を調査しているが、調査回ごとに対象の医療機関が異なるため、異なる調査回の間での比較は困難。一方、直近3年間を対象とした財務省「機動的調査」は、同一の医療法人の事業報告書等の情報を集計しており、経年比較が可能。

（注2）医療経済実態調査に係る収益率は、一般病院及び一般診療所に係る補助金を含んだ収益率（営業収益及び介護収益の合計額に対する損益差額の割合）。財務省「機動的調査」結果に係る収益率は、診療所については許可病床数0床の医療法人に係る経常利益率、病院については許可病床数20床以上の医療法人に係る経常利益率。

（出所）2009年度から2020年度の診療所及び病院（いずれも医療法人立）の収益率：厚生労働省「医療経済実態調査」、2020年度から2022年度までの診療所（許可病床数0床の医療法人18,207法人）及び病院（許可病床数20床以上の医療法人1,750法人）の収益率：財務省「機動的調査」